

令和２年度 周南市予算編成方針

令和元年10月21日

1 令和２年度予算に向けた国の動向

国は、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、令和元年度から3年間については、令和元年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしており、総務省が先に示した「令和2年度の地方財政の課題」でも、「人づくり革命、地方創生の推進等の重要課題への対応」や、「地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等」として各取組みが示されている中、特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとされている。

このように、国も地方に必要な財源は一定額の確保を目指しているが、米中貿易摩擦による海外経済の減速やそれに伴う国内産業への影響をはじめとする今後の経済動向によって、現在見込んでいる次年度の国税や地方税収入がどのようになっていくかは非常に不透明な状況であり、それが地方財政にも影響を与えることも考えられる。

2 本市の財政状況と収支見通し

平成15年の合併以降、一体感の醸成や均衡ある発展を図るため、スケールメリットを生かした行政の効率化とともに、合併優遇措置を最大限に活用し、まちづくりを進めてきた。

平成30年度で新市建設計画は終了し、令和元年度からは「次世代につなげる持続可能なまちづくり」に向け本格的に取り組を進めているところである。

令和元年度当初予算は、合併以来続いてきた地方交付税の合併算定替えや合併特例債などの有利な財源措置が終了した中、限られた財源を最大限有効に活用するため、前年度予算の一般財源を上限として、各部長のマネジメントにより予算編成を行ったものの、子育てや安心安全にかかる事業の実施など、様々な行政需要に対応するための経費が増大し、当初見込んだ一般財源の不足が埋まらず、財政調整基金を大きく取り崩しての予算編成を余儀なくされた。

また、本年10月からの税源偏在是正のための法人住民税の一部国税化により、歳入減が見込まれることに加え、歳出では少子高齢化への対応や、公共施設やインフラ施設の老朽化が進んだことによる施設・設備等の修繕の増加のほ

か、公債費の高水準での推移や災害等の突発的な事業に対応するための基金残高が大幅に減少するなど、本市財政を取り巻く状況は、好転の兆しは見られず、さらに厳しさを増してきている。

このため、今後の財政状況を職員に周知し、危機感を共有するとともに、財源不足を解消することを目的に、「周南市緊急財政対策」を策定し、当初予算において財政調整基金に頼らない財政構造の構築を目標として、その取組みを進めているところである。

令和2年度予算編成における収支見通し（6ページ参照）を一般財源ベースで試算すると、歳入は、市税等の大きな伸びは見込まれず、前年度当初予算と比較して20億3,800万円減の392億6,200万円と見込んでいる。

一方歳出は、これまでの緊急財政対策の取組みなどを反映した見込みを行い、前年度当初予算と比較して5億1,000万円減の407億9,000万円を見込んでいる。

この結果、現時点での収支見通しは、15億2,800万円の財源不足となり、依然として極めて厳しい状況となっている。

3 予算編成の基本方針

令和2年度の予算編成は、市が抱える多くの課題解決と持続可能な安定した財政運営という2面性をもった状況の中で、将来を見据え、徹底した歳入確保と歳出抑制を図るとともに、選択と集中の考え方を徹底し優先的に実施する事業を見極めた上、以下の考え方に基づき進めるものとする。

(1) 「第2次まちづくり総合計画」の着実な推進

「第2次周南市まちづくり総合計画」（以下「総合計画」）に掲げる「将来の都市像」の実現に向け、令和2年度から始まる後期基本計画に掲げる重点推進プロジェクトに積極的に取り組むこととする。

また、総合計画において、最大の課題として位置付けた人口減少問題を克服するため、「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、着実な施策・事業の展開を図る。

上記事業の実施にあたっては、財政状況を鑑み、事業を更に厳選し効果的に実施することとする。

(2) 行財政改革大綱に基づく財政の健全化

必要な行政サービスを安定的に提供し、将来に向けて着実に歩み続けるためには財源不足の解消が喫緊の課題であり、新たに策定する「第4次周南市行財政改革大綱」の積極的な取組みにより、新たな財源の確保と徹底した無

駄の排除を図るとともに、更にこれを具体化した「緊急財政対策」を着実に進め、その成果を予算に反映させ、財政調整基金に頼らない財政構造の構築を目指すものとする。

4 予算要求区分

予算要求区分は、「政策的経費」、「実施計画経費」、「一般経費A」、「一般経費B」、「給与費」、の5つに区分する。

要求にあたっては、まずは経常的に必要な経費も含め全ての経費や事業について、必要性や緊急性等をゼロベースで検証し、事業の廃止、統合も含め検討を行うこと。その結果を前提として部内での事業の優先度を設定したうえで、要求事業の絞り込みを行うこと。

なお、一般経費A・Bについては、法令上止むを得ない経費を除き、各部における令和元年度当初予算のうち、臨時的経費を除いた一般財源額の範囲内での要求を上限とするので、厳守のこと。

新年度における臨時的な経費については、法令上必要な経費等、止むを得ない経費については要求を認めるが、その場合にあっても、必ず他の経費の削減を行なった上で要求すること。

政策的経費

「総合計画推進特別経費」と位置づけ、重点推進プロジェクトの展開を図るために必要な新規・拡充事業の内、次年度において特に推進すべき事業を対象とし、事業実施に必要な所要額を見積もること。

なお、要求にあたっては、事前に企画課との協議を行うこと。

実施計画経費

総合計画で示した施策を実現するための主要な事業を対象とする。

企画課から提示される実施計画選定結果に基づき要求すること。

なお、要求にあたっては、投資的経費を除き、前年度一般財源額の範囲内とする。

一般経費A

内部管理経費、イベント事業（臨時的なものを含む。）、施設等維持管理事業などを対象とする。

なお、本経費は見直しが期待できる部分であると考えている。

一般経費B

一部事務組合負担金、繰出金、第3セクター（外郭団体等）への補助金等、対象者の増減で大幅に事業費が変動する事業を対象とする。

なお、これらの経費については、対象事業の内容を精査し、所要額を必要最小限で要求するとともに、必ず外郭団体等に対し経費節減についての取り組みを要求し、その成果を説明すること。

給与費

人事課通知額に基づき、事業費支弁人件費を含む全ての関係費を要求のこと。

5 予算編成にあたっての留意事項

(1) 全般的事項

- ①国・県の予算編成や地方財政対策などの動向に留意し、制度変更や経済対策等に的確に対応すること。
- ②将来負担の抑制を図るため、臨時財政対策債、緊急防災・減災事業債、過疎債及び辺地債並びに転貸債を除く市債は発行上限額を一般会計全体で30億円程度とするものであること。
- ③市民生活に影響の大きい事業等の見直しを行う場合にあっては、事前に政策調整を図ること。
- ④議会及び監査委員の指摘事項等を踏まえ、必要な対応を図ること。

(2) 歳入に関する事項

- ①市税や国民健康保険料、各種使用料等の収納率の向上についての取組みを強化すること。
- ②使用料、手数料等の受益者負担は、受益の有無による市民間の不公平が生じないように、そのサービスに見合った負担を求めること。
- ③現在実施している単独事業においても、国・県の補助制度が活用できるよう、その内容についても創意工夫を行い、積極的な財源確保に努めること。
- ④遊休資産の売却や貸付を促進すること。
- ⑤有料広告や自動販売機取扱収入等の財源確保に努めること。
- ⑥市債については、財政措置のある有利な地方債を活用すること。

(3) 歳出に関する事項

- ①市が本来実施すべき事業範囲を明確に整理するとともに、行政評価の結果を反映させ、必要最小限の経費を見積もること。
- ②決算において多額の不用額が生じている事業について、その要因を精査し、新年度予算要求に反映すること。
- ③国・県補助金について、内示状況が非常に厳しいことを踏まえ、事業内容の見直しや進捗調整を十分に行うこと。
また、内示状況が不透明な事業については、要求を避けること。
- ④既に事業実施等の方針を示しているものや、まちづくり総合計画の進捗に真に必要なものを要求する場合を除き、新規事業は認められないので原則として要求しないこと。
- ⑤投資的事業は、機能及び維持管理の効率性に留意し、後年度の維持管理費の増加につながる機能追加は行わないこと。
- ⑥働き方改革の実践や事業の見直しにより、時間外勤務の削減を図るとともに、会計年度任用職員の配置にあたっては、従事させる事務の必要性、効率性を十分に検討し、必ず見直しを図ること。
- ⑦「緊急財政対策」の進捗を図るため、「既存の取組みの拡充」、「新たな取組みの実施」に積極的に取り組むこと。
予算要求にあたっては、これに向けた削減効果額等について部ごとに取りまとめ、別に定める様式により財政課に提出すること。
- ⑧今後、国の補正予算が編成される場合、次年度以降に計画している事業のうち、当該補正予算の要件に該当するものがあれば、積極的に活用する等、負担の軽減に努めること。
- ⑨経常的に必要な経費も含め全ての経費や事業について、その必要性や緊急性等を今一度精査し、事業の廃止、統合も含め検討を行うこと。また、部内での事業の優先度を設定のうえ、必要最小限の要求を行うこと。

財政収支見通し

【一般会計：一般財源ベース】

(単位:百万円、%)

区 分		令和元年度	令和2年度		
		当初予算額	試算額	増減率	増減額
歳 入	1 市 税	25,963	25,955	△ 0.0	△ 8
	2 地方譲与税・各交付金	4,058	4,538	11.8	480
	3 地方交付税 (含む臨時財政対策債)	8,230	8,116	△ 1.4	△ 114
	4 繰入金	1,991	0	△ 100.0	△ 1,991
	5 その他	1,058	653	△ 38.3	△ 405
	合 計 (A)	41,300	39,262	△ 4.9	△ 2,038
歳 出	1 人件費	10,642	10,612	△ 0.3	△ 30
	(うち退職手当を除いたもの)	(9,613)	(9,978)	3.8	(365)
	2 扶助費	3,671	3,112	△ 15.2	△ 559
	3 公債費	7,806	7,853	0.6	47
	4 物件費	7,213	6,779	△ 6.0	△ 434
	5 維持補修費	421	471	11.9	50
	6 補助費等	4,657	4,807	3.2	150
	7 積立金	250	250	0.0	0
	8 繰出金	4,467	4,540	1.6	73
	9 普通建設事業費	573	581	1.4	8
	10 その他	834	827	△ 0.8	△ 7
	11 実施計画事業費	766	958	25.1	192
合 計 (B)	41,300	40,790	△ 1.2	△ 510	
財源調整必要額 (A)-(B)		0	△ 1,528	-	△ 1,528